

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、修正後の平成24年度から平成27年度の文京区財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

なお、監査委員竹澤正美は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、平成25年度に係る審査には関与していません。

平成29年11月21日

文京区監査委員 竹澤正美

同 松本理恵子

同 上田由紀子

文京区財政健全化判断比率（平成24年度～平成27年度）の修正に伴う審査意見

1 審査の概要

本審査は、審査実施要領に基づき、文京区長から提出された一部修正後の平成24年度から平成27年度の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成29年11月7日から平成29年11月21日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、修正後の平成25年度及び平成27年度の実質公債費比率は早期健全化基準（25.0%）を下回っており、良好である。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	—	—	△1.6	—
平成25年度	—	—	△2.3 (△2.4)	—
平成26年度	—	—	△3.1	—
平成27年度	—	—	△3.7 (△3.8)	—

【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担がない場合は、「—」と表記している。

2 実質公債費比率のカッコ内は修正前の数値である。